

# 地球温暖化対策推進法に基づく「促進区域」に係る 環境配慮基準の策定

# 1. 地球温暖化対策推進法に基づく地域脱炭素化の推進

## (1)「地域脱炭素化促進事業」の創設(温対法第2条第6項)

地球温暖化対策推進法の改正により創設された、地域の自然的社会的条件に適した地域(市町単位)での再エネ利用による脱炭素化を促進するための事業。

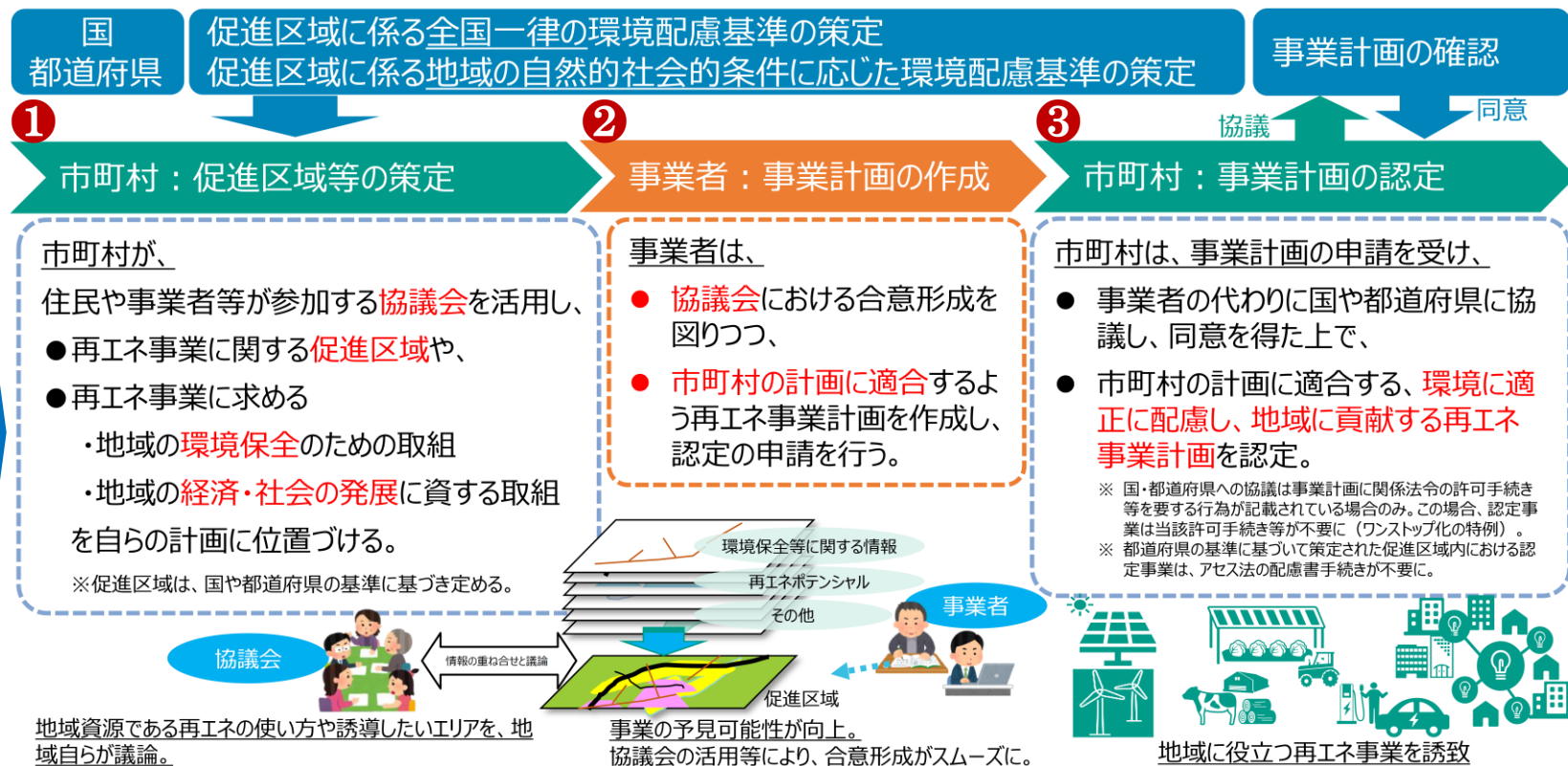
## (2)「地域脱炭素化促進事業」のメリット

事業者が市町から計画認定を受けると、以下の優遇がある。

- ・事業者による再エネ導入に必要な許認可等の市町でのワンストップ化
- ・環境アセスメント(以下「法アセス」)の配慮書の手続省略等の特例措置
- ・国の支援制度において優遇措置

## (3)「地域脱炭素化促進事業」の認定プロセス

市町は地域脱炭素化促進事業計画の認定の前提として、**ゾーニング(再エネ導入の「促進区域」を設定)する必要**がある。

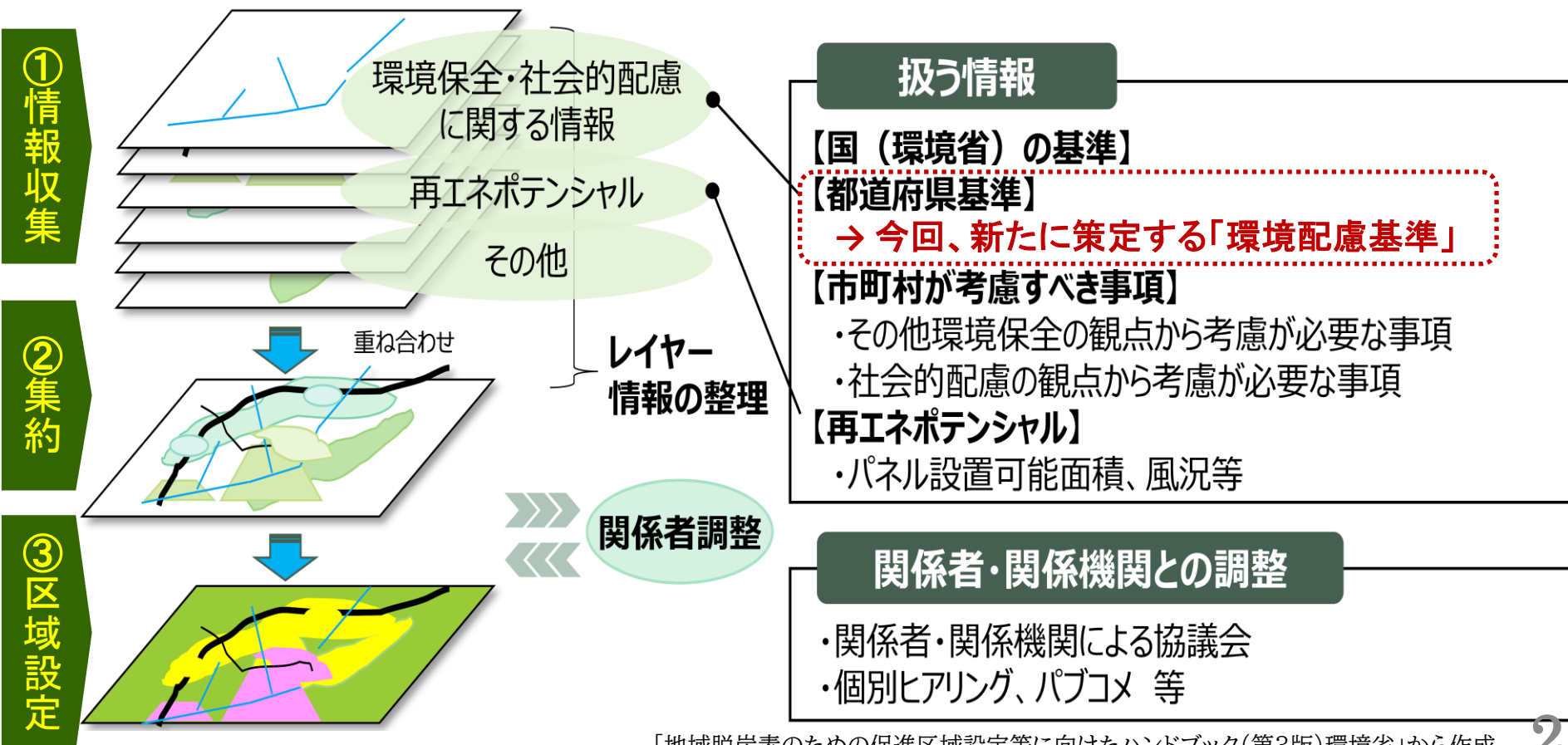


市町における  
「地域脱炭素化促進事業」  
認定プロセス

## 2. 市町における再エネ導入の「促進区域」の設定について

- 市町は、国や都道府県の基準(環境配慮基準)で定める「**除外すべき区域**」を促進区域に設定できない。
- 市町は、国や都道府県の基準(環境配慮基準)で定める「**考慮すべき区域・事項**」について、環境保全に係る影響を検討し、再エネポテンシャルの分布状況(より環境負荷の低い候補地があるか等)や設置形態等を踏まえて、促進区域とするか判断する。

### 【市町による「促進区域」設定プロセス】



# 3. 県内市町の「促進区域」に向けた状況

## (1) 現状

### 県内市町の促進区域の検討状況

#### 設定済みの市町

##### 米原市(令和5年3月設定)

対象とする施設 : 太陽光発電 (約3,200 kW)

対象となる区域 : 米原駅周辺

#### 検討中の市町

長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、甲賀市、湖南市、高島市、竜王町

※対象とする再エネ発電設備については、いずれも太陽光発電を対象とすることを想定

## (2) 県市町CO<sub>2</sub>ネットゼロ研究会における市町からの意見

### ① 促進区域の設定にあたり必要と考える配慮事項

生物多様性の確保のために重要な場所への配慮

景観や周辺的生活環境への影響が懸念される場所への配慮

災害リスクを最小限に留めるための配慮

優良な農地の保全 など

### ② 県の環境配慮基準に対する要望

木の伐採を伴う再エネ発電設備の導入は積極的にすべきではない など



## 4. 「促進区域」の設定に関する環境配慮基準の検討項目

以下について、市町や関係部局等と調整し、審議会での意見を踏まえながら決定する。

### 1 基本的な考え方

対象とする再エネ発電施設

### 2 促進区域に含めない区域（除外すべき区域）

国定公園 県立自然公園 水源森林地域 砂防指定地 地すべり防止区域  
急傾斜地崩壊危険区域 保安林 土砂災害特別警戒区域 など （他府県事例から参考に抜粋）

### 3 促進区域の設定に当たって考慮すべき事項（区域・事項）

**区域：** 土砂災害警戒区域 風致地区 景観計画区域 農用地区域 など

**事項：** 周辺施設への配慮（反射光など） 動植物の生息状況

人々の活動の場（公園、登山道、遊歩道など）への影響の回避 など （他府県事例から参考に抜粋）

### 4 想定される促進区域の例示

大型商業施設 商店街（アーケード） 廃校 工場跡地 ゴルフ場跡地 産業団地 など  
（他府県事例から参考に抜粋）

#### 国（環境省）の基準

##### 【除外すべき区域】

原生自然環境保全地域、自然環境保全地域（自然環境保全法） 国立/国定公園の特別保護地区・海域公園地区・第1種特別地域（自然公園法）  
国指定鳥獣保護区の特別保護地区（鳥獣保護管理法） 生息地等保護区の管理地区（種の保存法）

##### 【考慮すべき事項】

**（区域）** 国立公園、国定公園（自然公園法） 生息地等保護区の監視地区（種の保存法）  
砂防指定地（砂防法） 地すべり防止区域 地滑防止法保安林であって環境の保全に関するもの（森林法）  
**（事項）** 国内希少野生動植物種の生息・生育への支障（種の保存法） 騒音その他生活環境への支障

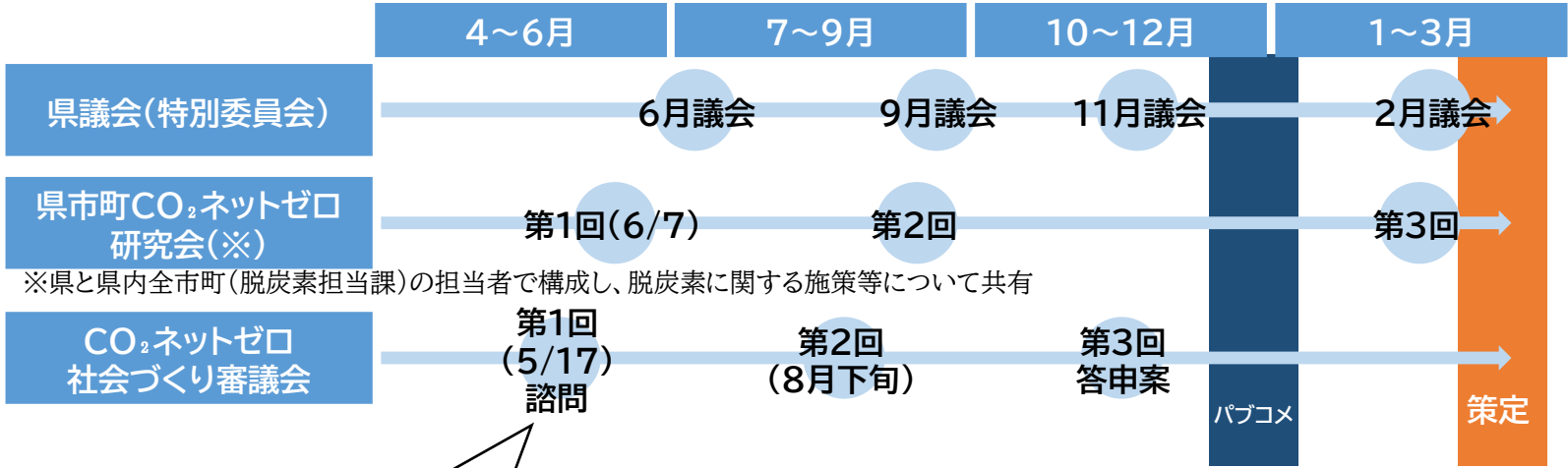
#### ■ 他都道府県の環境配慮基準の検討状況

**策定済み：17自治体**（対象とする発電施設） 太陽光発電：17自治体 風力発電：11自治体 地熱発電：1自治体  
バイオマス発電：6自治体 中小水力発電：4自治体

**今年度策定予定：18都道府県**      **策定予定なし等：12都道府県**

# 5. 環境配慮基準の策定に向けたスケジュール等

市町や県議会からの意見を踏まえ、審議会の答申を基に年度内の策定を目指す。



※県と県内全市町(脱炭素担当課)の担当者と構成し、脱炭素に関する施策等について共有

**CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくり審議会での主な意見**

- ・ 災害リスク等の予防的な原則に沿って、明確な基準を設ける必要がある。
- ・ 基準を高くして制限を厳しくするのではなく、基準を明確化することで、太陽光発電を積極的かつ適切に取り入れていく形にすべき。
- ・ 地域と共生する再生可能エネルギーの導入促進をしたいという市町の取り組みを阻害しないこと。

滋賀県CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくり審議会委員名簿(50音順・敬称略)

| 氏名            | 主な職                                 |
|---------------|-------------------------------------|
| 秋山 道雄<br>(会長) | 滋賀グリーン活動ネットワーク会長/<br>滋賀県立大学名誉教授     |
| 浅利 美鈴         | 京都大学地球環境学堂准教授                       |
| 大塚 佐緒里        | 公募委員                                |
| 西藤 崇浩         | 滋賀経済同友会代表幹事                         |
| 嶋野 美知子        | 株式会社伊吹山スロービレッジ取締役                   |
| 高村 ゆかり        | 東京大学未来ビジョン研究センター教授                  |
| 田中 勝也         | 滋賀大学経済学部教授                          |
| 竹村 健          | 栗東市長                                |
| 濱田 琴美         | アストラゼネカ(株)執行役員オペレーション本部長/<br>米原工場代表 |
| 李 明香          | 立命館大学理工学部准教授                        |